

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 通行障害建築物の範囲の拡大

法第五条第三項第二号の政令で定める建築物に、その前面道路に面する部分の長さが二十五メートル（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、八メートル以上二十五メートル未満の範囲において国土交通省令で定める長さ）を超え、かつ、その前面道路に面する部分のいずれかの高さが、当該部分から当該前面道路の境界線までの水平距離に当該前面道路の幅員の二分の一に相当する距離（これによることが不適当である場合として国土交通省令で定める場合においては、二メートル以上の範囲において国土交通省令で定める距離）を加えた数値を二・五で除して得た数値を超える組積造の塀であつて、建物（土地に定着する工作物のうち屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）をいう。）に附属するものを加えるものとする事。（第四条関係）

第二 附則

この政令は、平成三十一年一月一日から施行するものとする事。

（附則関係）